

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2023年度)

様式

作成日 2023/10/31

最終更新日 2023/10/31

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2023年10月31日
国立大学法人名		国立大学法人筑波技術大学
法人の長の氏名		石原保志
問い合わせ先		大学戦略課企画戦略係 TEL:029-858-9310、9383 E-mail:kikaku@ad.tsukuba-tech.ac.jp
URL		https://www.tsukuba-tech.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【確認の方法】</p> <p>第100回経営協議会（書面審議：令和5年9月25日～9月29日）において、全原則の適合状況等及び昨年度からの更新箇所について、意見聴取を行った。聴取した意見を反映した報告書を第101回経営協議会（令和5年10月31日開催）において審議し、承認された。</p> <p>【経営協議会からの意見】</p> <p>全原則に適合していることが認められた。報告書に関する経営協議会委員からの主な意見は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則1-2④ ビジョン1 <p>保健科学部の抜本的改革のための具体的取組みがなお不十分であるという現状認識を明確にするとともに、できるだけ早い時期に少なくとも今後の基本的方向性の明確化に取り組む必要があるため、現状が分かる表現に改めていただきたい。</p> <p>また、新学部においては、「障害」そのものの社会的な位置づけを明らかにするとともにその対応に向けての社会科学的なアクセスの基本を身に付けさせることが不可欠であるが、原案ではそのことが必ずしも明確に表現されていないため、表現を改めていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則1-2④ ビジョン2 <p>本項目に取り上げられている障害学生への支援は、すべて聴覚障害学生を対象とする支援であり、視覚障害学生を対象とする取組みも行っているのであれば記載が必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則1-3⑥（2） <p>教員に係ることの記載及びダイバーシティに係ることについて触れてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則3-3-1③ <p>学長選考・監察会議において共有されている基本的な認識及び任期の上限規定の考え方を明確に表現していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本原則4及び原則4-2 <p>「内部統制推進担当者（職員）」は重要な構成員の1人と思われるが、責任のある立場の職員であることを明示する必要があるのではないか。</p> <p>【意見への対応】</p> <p>ご指摘の趣旨を踏まえて、当該箇所の記載を改めた。</p>

監事による確認		<p>【確認方法】</p> <p>全原則の適合状況等及び昨年度からの更新箇所について監事に対し説明を行うとともに、意見聴取を行った。聴取した意見を反映した報告書（案）を第208回役員会（令和5年10月31日開催、監事陪席）において審議し、承認された。</p> <p>【監事からの意見】</p> <p>全原則に適合していることが認められた。監事からの主な意見は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則1-2④ <p>第4期中期目標・中期計画期間から年度計画・年度評価が廃止されたが、確実な中期目標の達成に資するため、引き続きPDCAサイクルに基づく目標の進捗管理、改善に努め、その結果を広く社会に公表していることを評価する。</p> <p>また、ビジョンの一つとして掲げる「社会に貢献する障害者人材の育成」に関して、現在、本学では共生社会の創成に貢献し得る障害当事者人材の育成を目的とした新学部創設の準備を進めているところである。新学部は全学横断的な人的資源の活用による文理融合型のカリキュラムを想定しており、本学にとって大きな改革の一つと位置づけられている。今後も進捗状況を学内で広く共有し、全学的な協力体制の下で準備を進めるとともに、社会へ向けた積極的な周知・広報活動を通じ多くの学生が集うことを期待している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則1-3⑥（3） <p>参考資料の統合報告書について、読み手を意識してもう少しシンプルにしても良いのではないか。また、ホームページへの掲載について、アクセスしやすい場所に置くことをご検討いただきたい。</p> <p>【意見への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則1-2④ <p>新学部の学生募集の今後の対応については、関係者で議論を重ねており、方向性が決まり次第学内で広く共有するとともに、学外へ向けた情報発信を行う予定となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則1-3⑥（3） <p>ご指摘の趣旨を踏まえて、令和5年度統合報告書の作成及び公表を行うこととする。</p>
その他の方法による確認		現在、その他の方法による確認は行っていない。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		本法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>本法人は、我が国で唯一の聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人の養成 ・障害のある人々が社会参画するための環境整備及びそれを推進する人材育成への貢献 <p>を「ミッション」としている。</p> <p>また、これを踏まえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会に貢献する障害者人材の育成 2. 障害学生への横断的支援（全国レベルの障害学生支援） 3. 障害者への縦断的支援（初等中等教育段階、社会人を含む世代を超えた障害者支援） <p>これらの実現を「ビジョン」として掲げ、それぞれの事項ごとに目標、戦略、実現のための道筋を別掲の形で整理し、取組を進めることとしている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑波技術大学ミッション・ビジョン等
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>本法人では、目標・戦略の進捗状況、検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等について、以下のとおり公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己点検・評価書 https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#jikohyokasyo ○業務の実績に関する報告書 https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#HYOUKA ○国立大学法人評価委員会による業務の実績に関する評価結果 https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#HYOUKA ○大学機関別認証評価における自己評価書及び評価報告書 https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#ninsyohyoka <p>特に「ビジョン」として掲げる3事項については以下のとおり実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>・ビジョン1：社会に貢献する障害者人材の育成</p> <p>保健科学部の教育研究体制の抜本的改革を進めるべく、同学部のみならず全学を挙げて検討を進めているが、残念ながら現時点ではなお結論を得るに至っておらず、当面可能な範囲でのカリキュラム等の見直しを進めている。そうした状況も踏まえつつ、新たな学部の令和7年4月設置に向け、新学部設置準備室を立ち上げ、各種ポリシー及びカリキュラム等を検討し、文部科学省との協議を行っている。</p> <p>新たな学部では聴覚障害学生及び視覚障害学生の双方を受け入れ、本学が開学以来蓄積してきた情報保障と情報通信技術等の情報科学系の知識に加え、障害そのものや情報アクセシビリティ等の支援技術などを含め幅広く障害に関わる基礎的な社会科学系の知識を身に付け、実習や能動型の多様な演習の機会を通して前述の知識を、様々な社会課題を解決するための実践的な知見へと昇華させ、多様性に富んだ共生社会の創成に資する人材を育成することを構想している。</p> <p>・ビジョン2：障害学生への横断的支援（全国レベルの障害学生支援）</p> <p>日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）において、コロナ禍に対応した「オンライン授業での情報保障に関するコンテンツ集」を公開し、情報保障の質を下げないためのノウハウを発信するとともに、令和4年8月には補聴援助に関するノウハウを、トピックごとにまとめた「補聴援助に関するコンテンツ集」を、また令和4年9月には本学で開発した遠隔情報保障システム「T-TAC Caption」の操作方法等を解説した動</p>

画をそれぞれ公開するなど新規コンテンツも発信している。さらに、本学で開発したウェブベース遠隔文字通訳システム「captiOnline」や少人数の会話で使えるチャットツール「UniTalker」の操作方法等に関連する動画や、オンライン会議等において手話通訳・文字通訳を見やすくする機能を紹介した動画についても公開している。

令和4年11月には第18回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウムをオンラインで開催し、213大学・機関から396名の参加があり、のべ視聴者数1,244名を記録した。令和5年11月には、一部対面開催も取り入れる形で第19回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウムを開催する予定である。

聴覚障害学生支援に関する相談については令和4年度は758件であった。内訳は、個別相談300件、資料請求250件、補聴援助システム等の機器貸出依頼62件、支援者養成やFD (Faculty Development) 研修会等への講師派遣依頼44件及び報告等そのほかの案件が102件となっており、聴覚障害学生へのアセスメントや支援方法に関する相談等、多様な内容に対応している。またこれらの個別相談の他、グループでの相談会を実施し、「軽度・中等度難聴学生を対象としたグループ相談会」、「聴覚障害学生支援の立ち上げに関するグループ相談会」、「語学の授業における支援に関するグループ相談会」として、悩みの共有・解決の機会を提供している。グループ相談会は今後も令和5年度中に複数回の開催を予定している。

その他、手軽に参加できる研修機会の提供として、さまざまなオンライン企画を実施している。これまで、令和4年8月および令和5年6月に「コーディネーターカフェ」、令和5年2月に「オンライン企画における情報保障一事前準備から配信まで」、令和5年3月に「聴覚障害学生支援のパイオニアに聞く一松崎丈氏が切り拓いた道を辿る」を実施した。このほか、令和5年度中に「聴覚障害学生支援のパイオニアに聞く一吉川あゆみ氏」等、2～3の企画を予定している。

本学障害者高等教育研究支援センター障害者支援研究部(視覚障害系)において、平成28年度より「視覚障害学生のための修学・就職支援を目的としたアクセシブル教材を利活用したアクティブラーニング環境構築事業」を展開してきた。この事業により、視覚障害学生が自らの障害に合わせた教材を使用して、能動的に学修できる環境が提供されている。令和4年度からは「高等教育機関向け読書バリアフリー環境実現事業」として、視覚障害だけでなく、ディスレクシアをはじめとした読書障害のある学生への支援も拡大している。

この事業の主要な取り組みとして、視覚障害学生用の授業・学修資料の整備が挙げられる。多くの大学等で教科書として採用されている専門性が高い書籍を点訳し、これまでに人文・社会系を中心に計146冊を点訳して提供している。また、今年度新たに、読書障害への支援を目的として、レポート・論文作成法に関する2冊を、これまでの点訳データを基にマルチメディアDAISYとして作成した。

さらに、他大学向けのメディア変換サービスの提供も行っている。令和5年の依頼実績は、問い合わせ・相談対応が20校、高等学校を含む8校からのサービス利用があった。分野は英語、数学、情報、哲学で、内容は、英語の点字1,829頁、数学の点字818頁、情報の点字332頁など、総計で点字2,876頁、点図43頁、テキストデータ407頁に変換した。今後は、読書障害を持つ更なる多くの学生への支援を目指し、窓口対応のWeb化や変換作業の自動化を進める計画を進行中である。

・ビジョン3：障害者への縦断的支援（初等中等教育段階、社会人を含む世代を超えた障害者支援）

高大接続教育プログラムについては、以下のとおり実施した。

【産業技術学部】

「聴覚障害者のための社会連携・協調型教育拠点の構築事業（高大連携プロジェクト）」（以下、「高大連携プロジェクト」という。）における授業の一環として、令和4年度は複数の特別支援学校において、オンラインあるいは対面によってデザイン・プレゼンテーションや児童生徒への教育ボランティアを継続して実施した。

令和5年度は複数の特別支援学校において、コロナ禍により中止していた研究発表会等を対面で実施する予定である。

		<p>日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワークと高大連携プロジェクトが協力し、特別支援学校等の教職員を対象として、聴覚障害のある生徒の進路選択にあたっての選択肢を広く知ってもらうためのオンラインイベントを令和4年8月～令和5年8月に合計3回開催した他、特別支援学校への出前授業を2回実施した（栃木県、北海道）。令和5年度については現時点で2件（川崎市、岡崎市）の出前授業の予定があり、このほか1件を調整中である。</p> <p>【保健科学部】</p> <p>鍼灸学専攻、理学療法学専攻及び情報システム学科において、それぞれの学科・専攻の特色を組み入れた出前授業を実施した。令和4年度は盲学校等延べ14校に対して出前授業を行い、令和5年度も引き続き実施する。</p> <p>また、令和4年度、5年度ともに「視覚障害生徒のための教育支援とキャリア形成に関する高大接続プロジェクト」を実施し、一般高校の養護教諭を中心とした参加者を対象に、視覚障害を有する生徒への学習支援と進学に関して講演・情報共有等を行った。令和4年度は47名、令和5年度は30名の参加があった。</p> <p>本学のリカレント事業については、令和5年6月に文部科学省の「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」に採択された。本事業は、前年度実施したプログラムの内容を一部継続しつつ、企業や受講生のニーズを踏まえ、「聴覚障害者のためのDX/D&I促進人材育成プログラム」と「視覚障害を有する鍼灸あん摩マッサージ指圧師と理学療法士が多様化する専門分野で幅広い働き方をするためのプログラム」の2種類のプログラムを実施することとしている。</p> <p>≪参考≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筑波技術大学ガバナンスの状況 ・ 国立大学法人筑波技術大学新学部設置準備室規程
<p>補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>本法人では、経営面の事項に関する審議を経営協議会、教学面の事項に関する審議を教育研究評議会において実施の上、監事同席による役員会において最終的な意思決定を行っている。</p> <p>このほか、学長が諮問する重点事項については学長室会議で企画及び調整等を行い、大学の教育研究及び管理運営に関する事項等については全学的な委員会で審議するなど、それぞれの会議体の役割分担を明確にした上で、ミッション・ビジョン等の実質化に向けた体制を整備している。</p> <p>≪参考≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筑波技術大学ガバナンスの状況 ・ 国立大学法人筑波技術大学役員会規程 ・ 国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程 ・ 国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会規程 ・ 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則 ・ 国立大学法人筑波技術大学学長室規程
<p>補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>本法人では、「国立大学法人筑波技術大学人事基本方針」を作成しており、本法人が掲げるミッション・ビジョン、将来構想を実現することを目的として、国籍、性別、障害の有無等を問わず多様で優秀な人材の確保に努め、教員・職員の適切な年齢構成の実現に配慮しつつ、大学運営を担う人材の確保・育成を推進することとしている。</p> <p>また、教員・職員の適性・能力・意欲を考慮した人事配置を進めるとともに、適切な業務のあり方、効率的なマネジメントのあり方を見据えた勤務環境の改善を図ることとしている。</p> <p>≪参考≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人筑波技術大学人事基本方針 ・ 国立大学法人筑波技術大学教育職員の人事に関する基本方針 ・ 国立大学法人筑波技術大学職員人事基本方針

<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	<p>本法人では、別掲のとおり「統合報告書」及び「財務レポート」により、支出及び収入の状況について公表している。</p> <p>また、別掲のとおり「財務方針」を作成し、中期的・計画的な財務上の取組の方向性を明確にしている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筑波技術大学統合報告書 ・ 筑波技術大学財務レポート ・ 国立大学法人筑波技術大学財務方針
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び 補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>	<p>本法人では、毎年度、財政上の情報(収入の状況や財務指標の推移等)や教育・研究・社会貢献に取り組んでいる活動の概要を「統合報告書」及び「財務レポート」としてとりまとめ、別掲のとおり公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筑波技術大学統合報告書 ・ 筑波技術大学財務レポート
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を 計画的に育成するための方 針</p>	<p>本法人では、法人の長を補佐するため「特命学長特別補佐及び特命学長補佐」制度を設けており、その任用にあたっては、将来の大学運営の根幹を担うことが期待される教員を積極的に活用することとしている。その職務は、全学的観点から大学経営政策に係る重要事項の検討・実施に関与するものであり、令和5年度は8名を配置している。なお、令和4年度の8名の特命学長特別補佐及び特命学長補佐のうち2名が、令和5年4月から新たに副学長に就任している。</p> <p>また、ミッション・ビジョン等の実現を見据えた将来構想の企画・立案にあたっては、全学的な検討の場への若手教職員の積極的な活用や経営・教学両面でのIR機能の充実等を通じ、教職協働を基本とする体制を整備するなど、本法人の中核的人材育成のための枠組みを構築している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則 ・ 国立大学法人筑波技術大学特命学長特別補佐及び特命学長補佐に関する要項
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長 を補佐するための人材の責 任・権限等</p>	<p>本法人では、以下の役割の下、理事(法人の長を補佐して法人の業務を掌理する)、副学長(法人の長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる)を配置し、その職責に即した適切な人材を登用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事(総務・財務担当) ・ 理事(社会連携担当) ・ 理事(経営・施設・基金担当) ・ 副学長(教育担当) ・ 副学長(新学部設置担当) ・ 特命学長特別補佐(研究担当) <p>各理事、副学長は、上記に掲げる役割を担うとともに、ビジョンを実現するため、相互に関連する課題について随時情報を共有し、連携を図り、戦略的で機動的な取組を進める。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筑波技術大学ガバナンスの状況 ・ 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>	<p>本法人では、「役員会規程」に基づき、役員会において、国立大学法人法が定める事項を審議の上決議しており、その議事録を公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人筑波技術大学役員会規程 ・ 国立大学法人筑波技術大学役員会議事録

<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況</p>	<p>本法人では、以下の観点から外部の経験を有する人材の活用が重要と考えており、このことを踏まえ、現在、2名の理事を学外の人材から登用している。</p> <p>また、文部科学省の「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」に採択された本学のリカレント事業においては、業界等の雇用動向や人材ニーズ及び地域事情等を踏まえ、プログラムの開発・実施、成果検証を行う「事業実施委員会」を設置し、委員18名のうち10名は外部の有識者で構成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本法人以外の教育機関等における経験と識見を有し、大学運営に包括的な立場から関与できる者 ・企業等における経営に携わった経験と識見を有し、法人経営に包括的な立場から関与できる者
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る 選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫</p>	<p>本法人では、経営協議会の学外委員は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうち、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命することとしており、以下の方針に基づき選任している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長が戦略的に法人経営を進めるにあたり、本学の教育理念に沿った意見を求めることができる者 ・聴覚障害・視覚障害のある学生を対象とする本法人における高等教育の実践に対し、深い理解と高い識見を有する者 ・教育機関、社会福祉団体、民間企業、公的機関等における専門的で幅広い経験と実績を有する者 ・多角的な視野を持ち、教育・研究・社会貢献等本法人が進める取組に、今日的な課題への対応を含めた様々な助言・示唆が行える者 <p>また、会議の運営にあたっては、多様なステークホルダーの幅広い意見を積極的に法人経営に反映させるため、学外委員を含め、多くの委員が出席できるよう、以下のような運営方法の工夫を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学規則に基づく会議の位置付けに則り、審議議題を厳選 ・会議開催日一週間前を目途に、各委員へ会議資料を事前送付 ・対面・オンラインを併用したハイブリッド方式により開催 <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程 ・ 経営協議会の学外委員に係る選考方針 ・ 国立大学法人筑波技術大学経営協議会における運営方法の工夫
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由</p>	<p>本法人では、「学長選考規則」に基づき「学長選考基準」を設け、選考過程、選考結果及び選考理由を公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人筑波技術大学学長選考規則 ・ 国立大学法人筑波技術大学学長選考基準 ・ 選考過程・選考結果・選考理由
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ③ 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無</p>	<p>本法人では、「学長の任期に関する規則」において、再任は可とし、引き続き在任する期間の上限（原則2年）を規定している。</p> <p>本学学長選考・監察会議では、学長が中期目標・中期計画の策定に直接関わり、自らが立てた目標・計画の達成に全力を挙げることを大学運営の基本とすべきであると認識している。こうした認識に基づき、中期目標期間が6年であることを踏まえ、学長の任期の上限は再任の2年を含めて6年としている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人筑波技術大学の学長の任期に関する規則

<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>本法人では、「学長解任規則」において、「解任の申出」に関する事由、学長選考会議における「解任の審査」及び「解任審査に係る意向調査」等所要の手続きを規定している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人筑波技術大学学長解任規則
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>本法人では、「学長の業務執行状況の確認に関する規則」に基づき、学長選考・監察会議において、学長就任2年目以降、毎年度1回（再任の場合は就任1年目から）、学長の業務執行状況を確認しており、その内容を公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人筑波技術大学学長の業務執行状況の確認に関する規則 ・ 学長の業務執行状況の確認について
<p>原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>		<p>学長選考・監察会議の委員の選任方法等については、以下のとおり。</p> <p>○経営協議会委員（学長選考・監察会議規則第2条第1項1号委員）</p> <p>経営協議会において、学長選考・監察会議規則第2条第1項1号の規定に基づき、審議の上、経営協議会の委員のうち学外委員の中から、5名を学長選考・監察会議委員として選出している。</p> <p>令和5年度の選任にあたっては、学長選考・監察会議の審議の継続性、本務等での経験や知見のバランス等を考慮し、経営協議会にて審議の上選出している。</p> <p>○教育研究評議会評議員（学長選考・監察会議規則第2条第1項2号委員）</p> <p>教育研究評議会において、学長選考・監察会議規則第2条第1項2号の規定に基づき、審議の上、教育研究評議会の評議員のうち、学長を除いた委員の中から、5名を学長選考・監察会議委員として選出している。</p> <p>令和4年度の選任にあたっては、まず、選出方法を教育研究評議会で審議し、審議の結果、投票により実施することになったため、5名連記無記名投票(学長選考・監察会議委員としてふさわしいと考える者に「○」を付す方法)を実施し、得票順位が1位から5位までの者を選出している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学長選考・監察会議の委員の選任方法の公表について
<p>原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>本法人では、学長選考会議において、「大学総括理事」を置くことはしていない。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>本法人では、「業務方法書」及び「内部統制規程」に基づき、別掲のとおり、「内部統制システム」を構築している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最高責任者（学長） ○内部統制委員会（学長・理事・副学長） ○内部統制責任者（総務担当理事）（理事・副学長・部局長） ○内部統制推進担当者（内部統制システムを統括する理事が指名する職員） <p>内部統制委員会においては、研究、情報を含むリスク管理の状況を整理・把握するとともに、危機管理、内部統制に係る情報の共有、体制の整備、構成員への周知等を進めている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筑波技術大学における内部統制システム（体制図） ・ 国立大学法人筑波技術大学内部統制規程 ・ 国立大学法人筑波技術大学業務方法書

<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会 貢献活動に係る様々な情報 をわかりやすく公表する工 夫</p>		<p>本法人では、教育・研究・社会貢献活動を含む様々な取組の現状と財政上の状況を取りまとめた「統合報告書」、財政上の状況を分析した「財務レポート」を作成し、別掲のとおり公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑波技術大学統合報告書 ・筑波技術大学財務レポート
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・ 方法による公表の実施状況</p>		<p>本法人では、教育・研究・社会貢献活動等の取組について、「入学を希望する受験生」「卒業生」「保護者」「企業・地域」「在学生・教職員」それぞれの対象に応じた情報の提供を行っている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑波技術大学ウェブサイト <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害の方 ・聴覚障害の方 ・卒業生の方 ・保護者の皆様 ・企業・地域の方 ・在学生・教職員 ・ご支援くださる方
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果 を示す情報</p>		<p>本法人では、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）が示す方針に基づく本学での教育（国家資格の取得を主たる目的とする学科での教育を含む。）を経て、社会で活躍する学生の「卒業後の進路」を把握・公表するとともに、卒業生を対象とする意向調査を実施し、公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業技術学部 3 つのポリシー ・保健科学部 3 つのポリシー ・技術科学研究科産業技術学専攻 3 つのポリシー ・技術科学研究科保健科学専攻 3 つのポリシー ・技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻 3 つのポリシー ・卒業後の進路 ・令和 4 年度卒業時（学部）アンケート調査報告書 ・令和 4 年度修了時（大学院）アンケート調査報告書
<p>法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報</p>